

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
東京国際空港周道路他補修等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H30.4.2～H31.3.29 空港等舗装工事	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.2	中央工営株式会社 東京都大田区羽田4-16-10	8010801007202	一般競争入札 (総合評価)	25,667,102	25,596,000	99.7%	
東京国際空港発注補助業務 東京国際空港の対象工事現場(調査現場を含む) H30.4.2～H31.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.2	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	70,365,078	66,744,000	94.9%	
東京国際空港施工状況確認補助業務 東京国際空港の対象工事現場(調査現場を含む)及び調査職員が指定する場所 H30.4.2～H32.3.31 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.2	一般財団法人港湾空港総合技術センター・ 株式会社ボルテック設計共同体 東京都千代田区霞が関3-3-1	-	一般競争入札 (総合評価)	602,344,677	568,080,000	94.3%	
東京国際空港設計・調査資料作成業務 H30.4.2～H31.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.2	一般財団法人港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関3-3-1	5010005002705	一般競争入札 (総合評価)	72,456,142	70,200,000	96.9%	
東京国際空港A誘導路及びC誘導路土質調査 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.4.5～H31.1.31 測量・調査	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.5	パンフィックコンサルタンツ株式会社 首都圏本社 東京都千代田区神田錦町3-22	8013401001509	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	64,648,074	58,104,000	89.9%	
東京国際空港空港基準点測量及び施設・地盤動態観測調査 東京都大田区羽田空港東京国際空港内 H30.4.5～H31.2.28 測量・調査	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.5	株式会社パスコ 東京支店 東京都目黒区東山1-1-2	5013201004656	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	48,587,637	43,740,000	90.0%	
東京国際空港環境調査 東京国際空港内 H30.4.9～H31.3.22 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.9	中央開発株式会社 東京支社 東京都新宿区西早稲田3-13-5	5011101012993	一般競争入札 (総合評価)	10,356,091	9,936,000	95.9%	
東京国際空港A滑走路他舗装実施設計 東京国際空港内 H30.4.11～H31.1.18 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.11	日本工営株式会社 東京支店 東京都千代田区九段北1-14-6	2010001016851	一般競争入札 (総合評価)	47,533,571	42,984,000	90.4%	
東京国際空港建設資材等価格調査 H30.4.11～H31.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.11	一般財団法人経済調査会 東京都港区新橋6-17-15	1010005002667	一般競争入札 (総合評価)	47,022,923	45,241,200	96.2%	
東京国際空港D滑走路基盤施設動態検証業務 H30.4.11～H31.3.29 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.11	一般財団法人沿岸技術研究センター 東京都港区西新橋1-14-2	2010005018571	一般競争入札 (総合評価)	27,040,645	25,380,000	93.9%	
東京国際空港周辺海域現況調査 東京都大田区羽田空港地先他 H30.4.12～H31.3.22 測量・調査	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.4.12	復建調査設計株式会社 東京支社 東京都千代田区岩本町3-8-15	4240001010433	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	67,712,546	62,640,000	92.5%	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落札率	備 考
東京国際空港周辺海域測量等調査 東京都大田区羽田空港地先及び多摩川河口域 H30.12.12～H31.3.22 測量・調査	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.12.12	いであ株式会社 東京都世田谷区駒沢3-15-1	7010901005494	指名競争入札 (簡易公募型競争入札) (総合評価)	17,278,357	13,986,000	80.9%	
東京国際空港A滑走路舗装改良工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H30.12.21～H31.7.26 空港等舗装工事	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.12.21	大林道路株式会社 関東支店 東京都千代田区神田小川町3-20	4010601028815	一般競争入札 (総合評価)	499,492,062	470,880,000	94.3%	
東京国際空港土砂撤去等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H30.12.21～H31.3.29 空港等土工工事	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.12.21	株式会社伊藤工務店 千葉市中央区蘇我1-10-5	5040001000585	一般競争入札 (総合評価)	199,391,481	193,611,762	97.1%	
東京国際空港舗装技術検討業務 東京国際空港内 H31.1.18～H31.3.25 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H31.1.18	日本工営株式会社 東京支店 東京都千代田区九段北1-14-6	2010001016851	一般競争入札 (総合評価)	12,078,234	10,800,000	89.4%	
東京国際空港多摩川護岸(防潮壁区間)実施設計 東京都大田区羽田空港二丁目地先他 H31.2.6～H31.7.26 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H31.2.6	中電技術コンサルタント株式会社 東京支社 東京都中央区京橋1-17-1	6240001006974	一般競争入札 (総合評価)	11,482,277	9,709,200	84.6%	
東京国際空港国際線地区多摩川部防潮堤築造等工事 東京都大田区羽田空港 東京国際空港内 H31.3.11～H32.2.10 空港等土工工事	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H31.3.11	みらい建設工業株式会社 東京支店 東京都江東区亀戸2-36-12	1010401078435	一般競争入札 (総合評価)	456,991,200	414,990,000	90.8%	

平成 3 0 年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港滑走路・誘導路他整備総合工程調査

本件は、下記理由により、株式会社日本空港コンサルタンツと随意契約したい。

記

本業務は、平成 3 0 年度以降に実施・計画している東京国際空港の滑走路・誘導路等整備の計画工程を検討し、整備工程資料等の作成・修正等を行うものである。

株式会社日本空港コンサルタンツは、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項（予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）により上記の者と随意契約するものである。

平成30年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港建設副産物検討業務

本件は、下記理由により、パシフィックコンサルタンツ株式会社首都圏本社と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港内の際内トンネル事業にて発生する建設副産物の有効活用・再生利用を推進するための検討および土質試験・分析を行うとともに、関係法令に基づく調査および届出書作成を実施するものである。

パシフィックコンサルタンツ株式会社首都圏本社は、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項（予決令第102条の4第3号）により上記の者と随意契約するものである。

平成 3 0 年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港周辺海域水環境再生検討調査

本件は、下記理由により、一般財団法人東京都内湾漁業環境整備協会と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港周辺海域の水環境再生を図ることを目的として、環境に関する基盤調査を実施したうえで、東京国際空港C滑走路沖浅場の現状特性の把握及び水環境再生の評価に係る検討を行う。

一般財団法人東京都内湾漁業環境整備協会は、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項（予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）により上記の者と随意契約するものである。

平成 3 0 年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港周辺海域の三次元情報化に関する測量及び検討業務

本件は、下記理由により、日本ミクニヤ株式会社と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港における周辺海域の詳細な地理空間情報を収集し、海域における CIM (Construction Information Management) の導入についての検討を行うものである。

日本ミクニヤ株式会社は、本業務実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項 (予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号) により上記の者と随意契約するものである。

平成30年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港周辺海域水生生物多様化方策検討業務

本件は、下記理由により、一般財団法人東京都内湾漁業環境整備協会と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港周辺海域の水環境再生を図ることを目的として、東京国際空港D滑走路周辺海域における現況調査を実施した上で、水生生物の多様化に重要な環境条件と実現化方策を検討するものである。

一般財団法人東京都内湾漁業環境整備協会は、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項（予決令第102条の4第3号）により上記の者と随意契約するものである。

平成 3 0 年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港 A 誘導路他地盤改良設計

本件は、下記理由により、復建調査設計株式会社 東京支社と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港の A 誘導路他の地盤改良設計を行うものである。

復建調査設計株式会社 東京支社は、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項（予決令第 1 0 2 条の 4 第 3 号）により上記の者と随意契約するものである。

平成30年度

東京空港

随 意 契 約 理 由 書

件名：東京国際空港施工管理用カメラ検討業務

本件は、下記理由により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約したい。

記

本業務は、東京国際空港の工事の施工状況の施工管理や、昨今の規模や頻度が増大しつつある災害の発生状況把握等に必要な情報を得ることを目的として、施工管理を行うカメラ（以下、「施工管理用カメラ」という。）の設置場所、機器仕様等について検討を行うものである。

公益社団法人日本港湾協会は、本調査実施に係るプロポーザル方式により提出された提案書を建設コンサルタント等選定委員会で評価検討した結果、最も優れた内容の技術提案であると評価された業者である。

以上のことから、会計法第29条の3第4項（予決令第102条の4第3号）により上記の者と随意契約するものである。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員数	備考
平成30年4月分該当無し										
平成30年5月分該当無し										
平成30年6月分該当無し										
平成30年7月分該当無し										
平成30年8月分該当無し										
平成30年9月分該当無し										
平成30年10月分該当無し										
東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.11.21	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙4-1のとおり	2,678,162	2,592,000	96.8%		
東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務(その2)	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H30.12.19	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙4-2のとおり	2,994,985	2,970,000	99.2%		
平成31年1月分該当無し										
東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務(その3)	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H31.2.5	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙4-3のとおり	2,463,307	2,430,000	98.6%		
東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務(その4)	分任支出負担行為担当官 東京空港整備事務所長 東京空港整備事務所 東京都大田区羽田空港3-3-1	H31.3.22	八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7	2011101037696	会計法第29条の3第4項理由は別紙4-4のとおり	2,979,616	2,959,200	99.3%		

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名：東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務
2. 履行場所：東京空港整備事務所
3. 契約の相手方：名称 八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
4. 随意契約法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

(2) 理由

本業務は、前述のとおり受注者が「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の詳細設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

八千代エンジニアリング株式会社横浜センターは、過年度に当該工事に係る詳細設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには八千代エンジニアリング株式会社横浜センターが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名：東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務（その2）
2. 履行場所：東京空港整備事務所
3. 契約の相手方：名称 八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
4. 随意契約法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）目的・内容

本業務は、東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

（2）理由

本業務は、前述のとおり受注者が「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の詳細設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

八千代エンジニアリング株式会社横浜センターは、過年度に当該工事に係る詳細設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには八千代エンジニアリング株式会社横浜センターが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名：東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務（その3）
2. 履行場所：東京空港整備事務所
3. 契約の相手方：名称 八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
住所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
4. 随意契約法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）目的・内容

本業務は、東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

（2）理由

本業務は、前述のとおり受注者が「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の詳細設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

八千代エンジニアリング株式会社横浜センターは、過年度に当該工事に係る詳細設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには八千代エンジニアリング株式会社横浜センターが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約するものである。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名：東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事設計内容確認業務（その4）
2. 履行場所：東京空港整備事務所
3. 契約の相手方： 名 称 八千代エンジニアリング株式会社 横浜センター
住 所 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7
4. 随意契約法令：会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
5. 随意契約の目的・内容及び随意契約に付する理由

（1）目的・内容

本業務は、東京国際空港国際線地区連絡道路橋ランプ部上部工事の適切な施工と良好な品質確保を目的に、施工業者、その設計を担当したコンサルタント、発注者が参加する「三者会議」に参加し、設計意図の伝達等を行うものである。

「三者会議」とは、工事施工段階において、設計意図の伝達及び情報共有を図るものであり、設計者からの設計意図の説明、発注者からは施工上の留意事項の説明、施工者からは設計図書への質問や現場条件に適した施工技術の説明等を行い、それらに関する質疑応答を通じて、参加者間の情報を共有し、工事の手戻り防止等を図るものである。当該会議の目的を履行するためには、当該工事の設計図書に対し専門的技術力等を駆使して、発注者の要請に適切かつ迅速に対応する必要がある。

（2）理由

本業務は、前述のとおり受注者が「三者会議」の設計者として会議に参加するものであり、当該工事の詳細設計を実際に担当した者でなければ、当該会議において設計意図の明確な説明や施工者からの質問等に対する適切かつ迅速な対応ができないものと判断される。

八千代エンジニアリング株式会社横浜センターは、過年度に当該工事に係る詳細設計を実施していることから、業務の履行にあたり参照した情報、履行の経緯等を熟知しており、設計意図を的確に伝達することができる唯一の者である。

以上のことから、本業務を円滑に遂行するためには八千代エンジニアリング株式会社横浜センターが唯一の契約相手と判断し、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、八千代エンジニアリング株式会社横浜センターと随意契約するものである。